

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年 4 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800390号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900009号

第1 結論

A社における平成26年6月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月25日

A社には役員として勤務していたところ、社内調査により、請求期間に係る賞与の記録が漏れていることがわかった。同社より当該期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の届出であったため、当該期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。当該期間に係る賞与からは厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る請求者の「役員賞与の支払い明細」により、請求者は当該期間において、同社から405万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料(12万8,400円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成31年1月28日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800391号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900010号

第1 結論

A社における平成26年6月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月25日

A社には役員として勤務していたところ、社内調査により、請求期間に係る賞与の記録が漏れていることがわかった。同社より当該期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の届出であったため、当該期間は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。当該期間に係る賞与からは厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る請求者の「役員賞与の支払い明細」により、請求者は当該期間において、同社から303万7,500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料(12万8,400円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後の平成31年1月28日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。